

那須塩原市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、こどもの居場所づくり支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、こどもの居場所づくりを運営する者に対し事業に要する費用の一部を補助することにより、地域社会全体でこどもを支える活動を推進し、もって本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 居場所づくり こどもが無償又は安価で1人でも安心して参加できる場を提供する活動及び居場所の利用に結び付ける活動をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象とするもの（以下「補助対象者」という。）は、市内において次条に掲げる補助対象事業を現に運営し、又は補助年度内に運営を開始する団体で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者を定め、原則4人以上で構成していること。
- (2) 会則、規約等を定め、年度ごとに事業計画書及び報告書、収支予算書及び決算書等を備えていること。
- (3) 補助対象事業を継続的かつ安定的に運営できること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を行っている場合
- (2) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1

号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者を運営に関与させている場合

- (3) 補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める場合
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 子育てを支援する居場所づくり
- (2) こどもの学習支援等様々な学びによる健全育成を支援する居場所づくり
- (3) 障害を持つこどもを支援する居場所づくり
- (4) ひとり親家庭のこども及び養育環境により援助を要するこどもを支援する居場所づくり
- (5) こどもへの食事の提供（以下「こども食堂」という。）による居場所づくり
(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象とする経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表に規定する限度額を上限とし、予算の範囲内において補助対象事業の実績に応じて算出した額とする。

(交付要件)

第7条 補助金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に当たり、多くのこどもが参加できるよう事前に広く周知を行い、参加者が特定の者に偏らないよう努めること。
- (2) 事業に参加するこどもはおおむね10人以上とし、参加人数に応じた場所を確保すること。
- (3) 原則として月1回以上事業を実施すること。
- (4) 補助対象事業の対象経費について、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 事故等の不測の事態に対応できる保険に加入する等、必要な補償に対応できること。
- (6) 飲食物を提供する際は保健所の指導に基づき衛生管理を行い、アレルギー対策等十分配慮すること。
- (7) こどもの安全のため、感染症、防犯、防災等の対策を講じること。

(8) こどもの生活状況の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携を図ること。
この場合において、特に虐待が疑われるときは、速やかに関係機関に連絡すること。

(9) 第5条第1号から第5号までの事業は、同一事業で重複することはできないこと。ただし、同条第5号の事業に合わせて同条第2号の事業を実施することは可能とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定にかかわらず、こどもの居場所づくり支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支計画書（様式第3号）
- (3) 会員名簿
- (4) 会則、規約等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定にかかわらず、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに、こどもの居場所づくり支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（様式第5号）
- (2) 事業に要した費用の出納簿及び領収書の写し
- (3) 事業の周知に使用したちらし等
- (4) 事業の実施状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の保管期間)

第11条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 規則第21条第3号に規定する市長が指定するものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した一品又は一組の取得価格が10万円以上の備品とし、適正な維持管理の観点から備品台帳、財産目録等を整備すること。

2 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

3 補助対象事業により取得した財産の処分に関し承認を受けようとする者は、規則第21条の規定により、こどもの居場所づくり支援補助金に係る財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、こどもの居場所づくり支援補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、この告示の施行の日から3年を経過するごとに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額及び限度額
--------	--------	------------

<p>第5条 第1号 から第 4号ま での事 業</p>	<p>報償費、需用費、 燃料光熱費、役務 費、使用料及び賃 借料並びに備品購 入費。ただし、事 業の参加者に対す る金品の支給は対 象外とする。</p>	<p>限度額100,000円(1回当たり5,000円)</p>
<p>第5条 第5号 の事業</p>	<p>1 運営費 報償費、需用費、 燃料光熱費、役務 費、使用料及び賃 借料並びに備品購 入費。ただし、事 業の参加者に対す る金品の支給は対 象外とする。</p>	<p>開催1回につき次のとおりとし、年度内の開催回数は、36回を限度とする。 (1) 自家調理による開催 こどもの参加人数25人以下の場合7,500円を限度とする。ただし、26人以上が参加した場合は、26人目以降のこども一人当たり50円を加算する。 (2) 弁当の外注等自家調理を行わない、又は事前予約による開催 基本額3,000円＋こどもの参加人数×300円(限度額7,500円)。ただし、26人以上が参加した場合は、26人目以降のこども一人当たり50円を加算する。</p>
	<p>2 新規開設費 新規開設に伴う、 報償費、需用費、 燃料光熱費、役務 費、使用料及び賃 借料並びに備品購 入費</p>	<p>限度額100,000円</p>
	<p>3 拡充費 こども食堂の開設 に合わせて第5条 第2号の事業を実 施する経費</p>	<p>限度額50,000円(1回当たり2,500円)</p>